

「電子記録移転権利の発行等を行うシステムのガイドライン検討  
ワーキング・グループ」の設置について

令和2年1月17日  
一般社団法人日本STO協会

1. 設置

電子記録移転権利の発行等を行うシステム(STOプラットフォーム)について、  
具備されるべき機能・遵守すべき事項等を示すガイドラインについて検討するた  
め、事務局に、標記ワーキング・グループ(以下「WG」という。)を設置する。

2. 構成・運営

- (1) WGは、会員及び市場関係者をもって構成する。
- (2) WGに主査を置く。
- (3) 委員がWGを欠席する場合又は検討すべき特定の分野・課題に応じて、代理人を  
出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (5) WGは非公開とする。

3. 主な検討事項

- (1) トークンの基本的動作(発行・譲渡・償還等)に関する機能
- (2) トークン所有者の管理に関する機能
- (3) ブロックチェーン技術の活用(スマートコントラクト等)
- (4) トークンの保管に関する機能

4. スケジュール(案)

令和2年2月末を目途に、ガイドライン(初版)を取りまとめるとともに、引き続き  
検討を行う。

5. 事務局

WGの事務局は、本協会自主規制企画部が行う。

以 上